

第 2 5 号
平成29年8月24日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会

会長 武 田 義 明



平成29年7月18日、神戸市環境影響評価等に関する条例第8条の7第2項の規定に基づき、市長から意見を求められた「(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクト 環境影響評価事前配慮書」(以下「配慮書」という。)について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

(仮称)神戸市北区東岡場地区プロジェクトは、神戸市北区有野町有野字岡場において、19.61haの宅地の造成を行おうとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本事業の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議するとともに、現地調査を実施し、意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、事業者を適正に指導することが必要である。

II 意見

1 全般的な事項

(1) 事業計画の検討

本事業は、豊かな自然環境と調和した業務施設の立地を適切に誘導することを目的としているが、本事業計画地は、現状が山林等の自然地であり、事業の実施に伴い、既存の自然環境の大部分が消失することとなることから、本計画地に生育・生息する動植物に配慮した計画にする必要がある。このため、神戸市の地区計画において定められた緑地等を適切に整備することはもとより、自然環境に十分配慮した計画にする必要がある。

(2) 施設の存在・供用による環境影響

本配慮書には、土地造成後に建設される施設の配置や形状等の具体的な計画の記載がなく、施設の存在・供用による環境影響の予測がされておらず、事前配慮書として不十分であると言わざるを得ない。このため、今後の手続に先立ち、これらの具体的な計画を示すとともに、その計画を踏まえて、施設の存在・供用による環境影響について、適切に調査・予測・評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 大気質

本事業により実施される工事は、大量の切土・盛土を伴うとともに、事業計画地周辺に住居等が存在することから、工事の実施が大気質に及ぼす影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

また、施設の供用に伴い、交通量の増加等が見込まれることから、施設の供用による大気質への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

(2) 騒音・振動

建設機械の稼働に伴う騒音により、周辺の生活環境への影響が生じないよう、適切な環境保全措置を検討する必要がある。

また、施設の供用に伴い、交通量の増加等が見込まれることから、施設の供用による騒音・振動への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 水質

工事期間中の濁水の直接場外流出を防止する等の万全な対策を行う必要がある。

(4) 植物・動物

事業計画地に存在する水路が地域の生物多様性の維持に寄与している可能性があることから、そのような視点も含めて、植物・動物への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

調査の結果、希少種をはじめとする植物・動物の生育・生息環境への影響が認められた場合は、移植等の代償措置の検討に優先して、それらの影響を回避又は低減するための措置を検討する必要がある。やむを得ず移植等の代償措置を実施する場合は、あらかじめ移植後の維持管理方法を検討しておく必要がある。

(5) 景観

施設の存在が景観に及ぼす影響について、フォトモンタージュ等を用いた予測・評価を実施する必要がある。

(6) 地球温暖化

造成・建設機械及び運搬車両等の稼働並びに施設の供用に伴う地球温暖化への影響を可能な限り回避又は低減する必要がある。